

保安 指摘 本部 A

Q0-DE-12-17-013-R04

| 確 認 | 承 認 | 審 査 | 作 成 |
|-----------------------------|------------|------------|------------|
| 副本部長 (放射線安全 環境管理センター) | 本部長 | 副本部長 | 品質保証部長 |
| [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |

(チェック責任者)

1/29 口頭了解

「平成 29 年度第 2 回保安検査等の指摘を踏まえた、全社としての改善の取り組みの強化（セルフチェックの強化、保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化）」に係る全体計画書
(改正 4)

日本原燃株式会社

| 改正来歴 | | | | | |
|------|------------|---|------------|------------|------------|
| 改正番号 | 改正年月日 | 改 正 概 要 | 承認 | 審査 | 作成 |
| 0 | 2017.9.29 | ・新規制定 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 1 | 2017.10.16 | ・目的の明確化 ・チェック責任者の代行者の明確化 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 2 | 2018.1.30 | ・表紙の捺印欄修正 ・チェック責任者の選任要件を明確化 ・チェック責任者による報告を記録に残すことを明確化 ・チェック責任者のチェックは業務の結果であることを明確化 ・語句の適正化 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |
| 3 | 2018.12.27 | ・表紙 -「安全・品質本部 文書管理要領」の改正に伴い、重要度分類に応じた識別表示を追記 -今回の改正に伴う枝番号の変更 ・5項に事業者対応方針資料4の改正実績を反映 ・5.(2)項に「品質・保安会議」を追記し、会議体を明確化 ・6項に実績等を反映 ・7請う「じっ視体制の【5.(1)項】セルフチェックの教科」について、本文と図との整合による記載の適正化 ・7項「実施体制の【5.(2)項】保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に5.(2)項の内容を反映 ・9項「計画書の作成・審査・承認」について、改正に関する運用の明確化 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |

| 改正来歴 | | | | | |
|------|------------|---|------------|------------|------------|
| 改正番号 | 改正年月日 | 改 正 概 要 | 承認 | 審査 | 作成 |
| 4 | 2019.01.29 | <ul style="list-style-type: none"> ・全項： 技術本部、技術本部長の記載を追記 ・6項： 活動スケジュールに技術本部の活動を追記 ・その他記載の適正化 | [REDACTED] | [REDACTED] | [REDACTED] |

目 次

| | |
|--|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 目的 | 1 |
| 3. 活動の対象 | 1 |
| 4. 適用する法令・規制要求事項およびその他要求事項 | 2 |
| 5. 実施内容 | 2 |
| (1) セルフチェックの強化 | 2 |
| (2) 保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化 (各事業部、技術本部、安全・品質本部) | 4 |
| (3) 実施計画書の作成 | 4 |
| 6. 活動スケジュール | 5 |
| 7. 実施体制 | 6 |
| 8. 役割および責任 | 7 |
| 9. 計画書の作成・審査・承認 | 7 |

1. はじめに

現在当社は、2016年12月14日に原子力規制委員会より発出された報告徴収命令を受け全社として品質マネジメントシステム（QMS）の改善に取り組んでいるところである。

しかしながら、本年9月6日の原子力規制委員会において、平成29年第2回保安検査等で確認された「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B補機室への雨水浸入事象」、「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷事象」、「JAEA大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」の問題に対し、非常に厳しい指摘をうけた。

当社は上記指摘を踏まえ、事業者対応方針「平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取り組みについて」を2017年9月26日に規制当局に提出した。本資料は、事業者対応方針の資料4「全社としての改善の取組みの強化」に記載した、「セルフチェックの強化」、「保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」に係る全体計画を示したものである。

2. 目的

当社の実施する重要な保安活動に対し、自らが気付くことができるよう、セルフチェックの仕組みを強化することにより、以下のような不適合の発生を予防・減少させる。また、セルフチェックを有効に実施するため、保安上重要な約束事項、指摘事項等を見える化し、管理された状態にする。

- 計画段階、実施数段階における検討不足による不適合事象の発生
(例：志賀雨水漏洩事象の水平展開における、現地確認の漏れ)
- 保安検査等における約束事項の実施遅れ
(例：濃縮事業部ダクト損傷調査に長期間を要した)
- 潜在するリスクへの対応不足
(例：大洗水平展開における除染シャワーの故障放置)
- 規制当局提出資料等の検討、精査の不足
(例：廃活性炭廃棄体漏えいに対する説明資料の不適切な記載)

3. 活動の対象

事業者対応方針 資料4「全社としての改善の取組みの強化」(2017年9月26日、日本原燃株式会社)に記載した、以下の事項に係る活動。

- 「自らが気付き、速やかな対策に繋ぐことができない」ことの対策

- セルフチェックの強化
- 保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化

4. 適用する法令・規制要求事項およびその他要求事項

(1) 法令・規制要求事項

- ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律および関係法令
- ・労働安全衛生法および関係法令

(2) 保安検査の指摘事項等

- ・「日本原燃（株）加工施設 平成29年度第2回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成29年8月25日 六ヶ所原子力規制事務所）
- ・「日本原燃（株）再処理施設 平成29年度第2回保安検査の所見（最終会議資料）」（平成29年9月22日 六ヶ所原子力規制事務所）

(3) 対外的に重要な約束事項

- ・「当社チェック体制の強化と、自ら気付き改善できる体質改善への取組み」（2017年9月8日 日本原燃株式会社）
- ・「（事業者対応方針）平成29年度第2回保安検査等の指摘を踏まえた、当社の取り組みについて」（2017年9月26日 日本原燃株式会社）

(4) その他の要求事項

- ・「濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定」
- ・「濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定」
- ・「再処理事業所 再処理施設保安規定」
- ・「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定」

5. 実施内容

事業者対応方針 資料4「全社としての改善の取り組みの強化」（新規制定：2017年9月26日、日本原燃株式会社、改正1：2018年4月6日、日本原燃株式会社）に従い、「セルフチェックの強化」および「保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化」を以下のとおり取り組む。

(1) セルフチェックの強化

a. 各事業部および技術本部

(a) チェック責任者の選任

◆ 各事業部長は、保安上重要な業務の検討・調査の深さ、範囲等が当該業務の目的に対し適切であるか、計画通り進捗しているかの視点から確認するため、事業部内にチェック体制を構築する。各事業部のチェック体制の責任者（チェック責任者）は部長クラス以上とし、代行者を置く場合は同様とする。なお、各事業部長は、2017年9月8日の安全・品質本部長からの指示に従い、同年9月15日までにチェック責任者を選任済。また、技術本部長は、事業部長と同様、チェック体制を構築し、チェック責任者を選任する。

◆ チェック責任者の選任要件は、以下の通りとする。

①第三者的な視点で客観的な立場から指示・指導ができること

②これまでの経歴から、当該施設に係る知識を有し、保安上重要な事項等について、判断できる能力があること

③事業部長または技術本部長に対し、意見を言える立場にあること

チェック責任者は、必要に応じて、対象業務に通じた者を召集し、チェック責任者を補佐させる

各事業部長または技術本部長は、チェック責任者からのチェック結果の報告を受け、必要な業務の優先順位付けを行い、必要に応じリソースを配分する。

(b) チェック責任者の職務

◆ チェック責任者は、業務の結果を確認する。以下に記載のチェックの対象に対し、チェックの主な視点をもって確認し、検討が不足している場合には、作成部門に説明資料等の修正を指示する。なお、チェック責任者がチェック対象業務の担当部門の部長等の場合、当該業務のチェックは、代行者が実施する。

【チェックの対象】

①保安上重要な業務の計画とその履行状況

②対外的に重要な約束事項・指摘事項等に対する管理状況

③規制当局への重要な説明資料の内容

【チェックの主な視点】

①当該業務の目的に対し、検討・調査の深さ、範囲等が適切であるか、また計画通り実施しているかの視点

②対外的に重要な約束事項・指摘事項等を確実に実施しているかの視点

③文書の完成度、論理性、過去資料との整合性、要求された事項（直接要求だけでなく背後にある事項）に対する理解・適合性（的を射た回答）の視点

◆ チェック責任者は、チェックの結果（チェック実績、保安上重要な業務の進捗、課題）を事業部長または技術本部長、全社監視チームの主査である安全・品質本部長に適宜報告する（様式任意）。

(c) チェック責任者の意見の尊重等

チェック責任者は、チェックの結果をもとに、必要に応じて各事業部長または技術本部長に対し、意見を具申する。各事業部長および技術本部長は、チェック責任者のチェックの結果を尊重する。なお、チェック責任者は、各事業部長または技術本部長に報告および意見具申した事項について、記録を残す（様式任意）。

b. 安全・品質本部

安全・品質本部長は、チェック責任者からチェック結果の報告を適宜受ける。

安全・品質本部長は、以下の視点から各事業部長、技術本部長およびチェック責任者に対し必要な指示を行うとともに、全社としての取り組みが必要と判断した事項を、安全・品質改革委員会に報告または付議する。

なお、安全・品質本部長は、チェック結果を踏まえ、必要に応じ「全社監視チーム（別途、設置）」に対し、事業部および技術本部の業務の実施状況を確認させる。

【安全・品質本部長の確認の視点】

- ①各事業部および技術本部が対外的に重要な約束事項・指摘事項等を確実に実施しているか
- ②チェック責任者の役割遂行状況 等

(2) 保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化（各事業部、技術本部、安全・品質本部）

各事業部、技術本部および安全・品質本部は、保安規定違反への対応、不適合管理、保守管理の整備状況等、保安上重要な事項の実施状況について、見える化し管理された状態とする。具体的には、事業部、本部での取り纏め部署を定め、進捗管理、期限管理を行うなどの方法により実施部門による指摘事項等の対応状況を把握できるようにする。

また、各事業部、技術本部および安全・品質本部は、取組み状況について、適宜、安全・品質改革委員会または品質・保安会議へ報告するとともに、安全・品質本部は、保安上重要な約束事項、指摘事項等の実施状況をオーバーサイトする。

(3) 実施計画書の作成

- a. 各事業部長、技術本部長および安全・品質本部長は、上記（1）および（2）について、具体的な対応計画（以下、「実施計画」といいう。）を策定する。
- b. 各事業部長、技術本部長および安全・品質本部長は、実施計画の内容について、品質・保安会議の審議を受ける。
- c. 各事業部、技術本部および安全・品質本部は、計画に基づき業務を実施する。実施状況の確認のタイミングについては、実施計画書に記載し、必要に応じ品質・保安会議に報告する。

6. 活動スケジュール

活動スケジュールを下表に示す。

| 実施項目 | 実施箇所 | 2017年9月 | | | 2017年10月以降 |
|-------------------------------------|---|---------|------------------|--|---|
| | | ~10 | 11~20 | 21~30 | |
| 本計画書策定 他 | 安全・品質本部 | | チェック責任者 の選任指示 | チェック責任者 の選任 | ▼ 策定(2017/9/29) 組織改正 ▽ (技術本部設置の保安規定 の施行日) 技術本部設置に伴う 計画書の改正 ▽ (2019/1/末) |
| 5. (1) セルフチェックの強化 | 安全・品質本部 各事業部 技術本部 | ▼9/8 | ▼9/15 | 9/27▼ | 事業者対応方針 (社長指示) 技術本部 チェック責任者の選任 (技術本部設置の 保安規定の施行日以後、速やかに) |
| 5. (2) 保安上重要な約束事項、 指摘事項等の管理強化 | 各事業部 技術本部 | | | | 組織改正 (技術本部適用) |
| 5. (3) 実施計画書の作成 | 安全・品質本部 各事業部 技術本部(※) ※組織改正時点で再処理事業部 の計画書において 技術本部を誂める よう読み替えを実 施 | | | ▼ 2017年10月 (準備ができるところから着手) 技術本部設置に伴う読み替え ▽ (2019/1/末) | までに計画書 技術本部の実施計画書を策定 ▽ (2019年2月末まで) |

7. 実施体制

本活動の実施体制を以下に示す。

本活動は、各事業部、技術本部および安全・品質本部それぞれが中心となって取り組む。

【5. (1) 項 セルフチェックの強化】

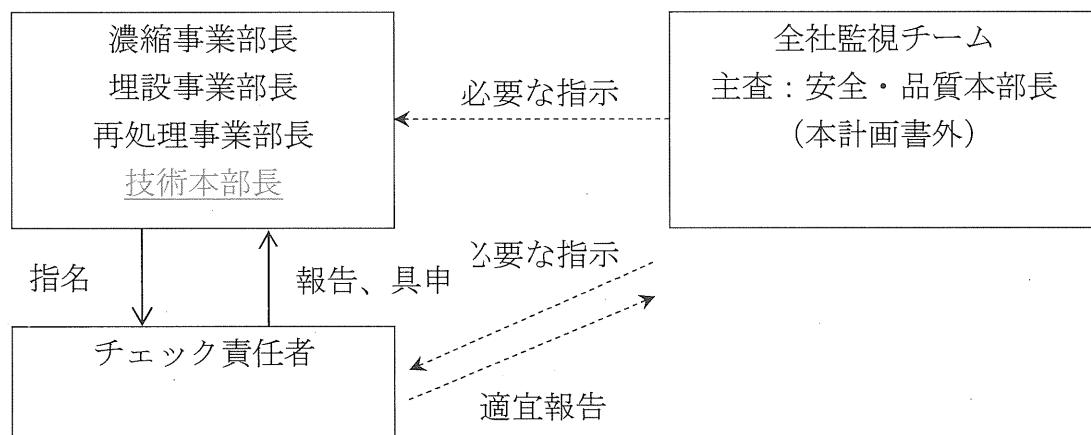


図-1 本計画書に基づく活動の実施体制

【5. (2) 項】保安上重要な約束事項、指摘事項等の管理強化

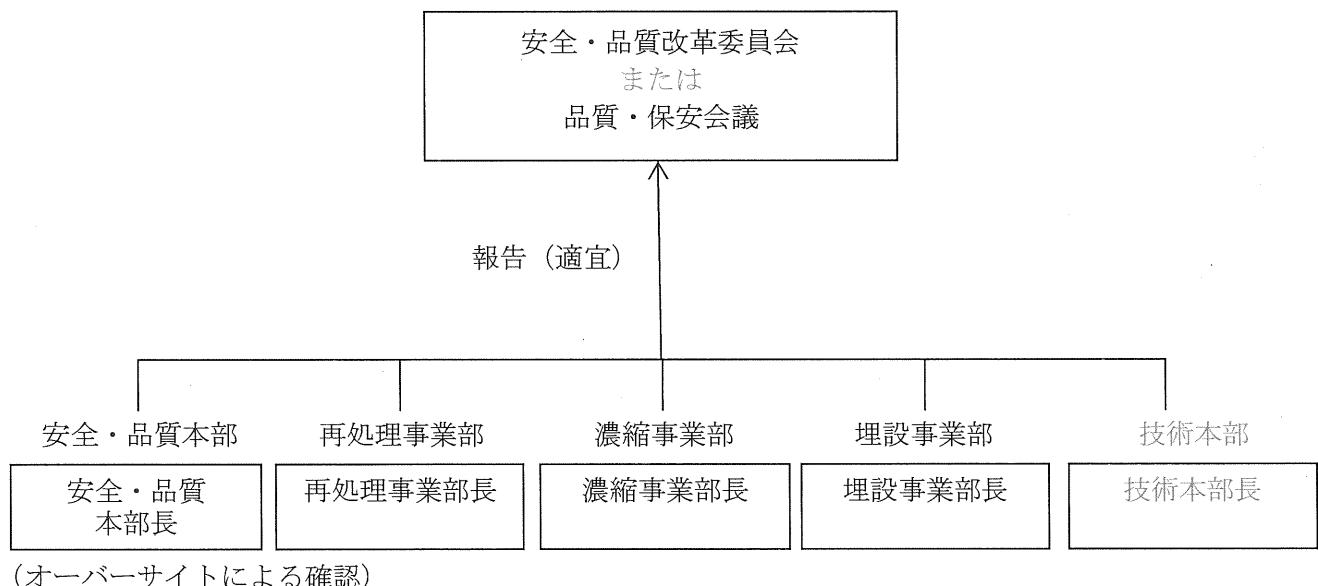


図-2 本計画書に基づく活動の実施体制

8. 役割および責任

本計画における活動における各職位の役割および責任は、以下のとおりとする。

表－1 各職位の役割および責任

| 職 位 | 役割および責任 |
|--------------------------|--|
| 安全・品質本部長 | 全社的視点からのチェック結果の確認者 |
| 各事業部長 技術本部長 | 本計画における活動の責任者 |
| チェック責任者 | 各事業部における保安上重要な業務の計画とその履行状況などのチェックに関する責任者 |
| 事務局 安全・品質本部 品質保証部長 | 本計画書の策定 実施結果の記録の保管 オーバーサイトの事務局 |

9. 計画書の作成・審査・承認

安全・品質本部長が本計画書を作成し、副社長（安全担当）が審査し、社長承認により制定する。なお、承認に先立ち、品質・保安会議での審議を受ける。

本計画書を改正する場合、実施内容の変更（改正内容）が他事業部および技術本部に横断する場合など影響が大きい場合は、上述の制定の場合と同様の手続きを実施する。

なお、上記以外の改正（軽微な改正）の場合は、品質保証部長が作成し、副本部長が審査し、安全・品質本部長が承認する。承認後、品質・保安会議に報告する。

（附則）

改正後の本計画書は、「再処理事業所 再処理施設 保安規定」および「再処理事業所 廃棄物管理施設 保安規定」の施行日をもって適用する。

以 上